

目次

告示

- 北海道教育委員会教育長職務代行者について…………… 1
- 北海道教育委員会教育長職務代行者の事務の委任について…………… 1

通達・通知

- 管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について…………… 1

告 示

北海道教育委員会告示第42号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定に基づき、平成27年6月1日、教育長職務代行者を次のように指名した。

平成27年6月8日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

- 第1順位 委員 中村隆信
- 第2順位 委員 鶴羽佳子

北海道教育委員会告示第43号

教育長職務代行者が行う教育長の権限に属する事務のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条、北海道教育委員会会議規則（昭和50年教育委員会規則第5号）及び北海道教育委員会傍聴規則（平成2年教育委員会規則第13号）に規定する教育長の権限に属する事務以外の事務は、北海道教育庁教育部長に委任する。

平成27年6月8日

北海道教育委員会教育長職務代行者 中村隆信

通 達 ・ 通 知

教給第235号
平成27年6月8日

各 部 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について（通知）

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定について（平成27年5月29日付け人委第113号）の通知が別記のとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

(教育職員局給与課給与制度グループ)

別記

人委第113号
平成27年5月29日

北海道教育庁教育次長 様
札幌市教育委員会学校教育部長

北海道人事委員会事務局長

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について（通知）

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定について（平成19年3月30日付け人委第615号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成27年6月1日以降は、これによって実施してください。

記

第4項第1号中「局次長」を「担当局長」に改める。

（給与課給与グループ）